

公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部 御中

住宅都市局住宅部住宅計画課長

「令和 5 年度 福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業」に係る 各種要件の拡充及び補助金制度説明会の開催について（周知依頼）

盛夏の候、益々ご繁昌の由、心よりお慶び申し上げます。

福岡市では、入居者を高齢者や低額所得者など、住宅の確保に特に配慮を要する方（＝住宅確保要配慮者）に限定する「セーフティネット専用住宅」として民間賃貸住宅をご登録いただける大家等の皆様を対象に、「住宅改修」「家賃低廉化」「家賃債務保証料等低廉化」に要する費用へ補助する「福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業」を令和 2 年度より運用し、**大家等の皆様の住宅確保要配慮者の受入れ促進及び住宅確保要配慮者の居住環境向上への支援**に取り組んで参りました。

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向け、住宅セーフティネット機能を拡充し、セーフティネット登録住宅の支援の強化を図るため、**各種要件の拡充**を行うこととあわせて、大家等の皆様を対象とした**補助金制度説明会を令和 5 年 7 月 25 日に開催**いたしますので、貴団体の会員等に対する周知をいただきますようご協力の程、よろしくお願いたします。

記

1 拡充の主な内容

家賃債務保証料等低廉化補助関係

- **緊急連絡先引受けに係る費用**を補助対象経費に追加
- 家賃債務保証料等低廉化補助の対象を**登録住宅全体に拡大**

改修費補助関係

- **専用住宅として管理期間（10 年以上）の緩和**
下記の要件を満たす場合は、専用住宅として 10 年以上管理の必要なし
 - ・ 最初の入居者は住宅確保要配慮者であること
 - ・ 住宅確保要配慮者を募集したものの、2 か月以上入居がないこと
 - ・ セーフティネット登録住宅として 10 年間管理すること

2 補助額及び要件の拡充等後の公募期間

令和 6 年 2 月 9 日（金）まで（※改修費補助は令和 5 年 12 月 8 日（金）まで）

3 補助金制度説明会について（詳細は別紙 1 をご参照ください）

- 【日時】 **令和 5 年 7 月 25 日（火）** 14：00～16：00（受付 13：30～）
- 【場所】 天神ビル 11 階「5 号会議室」（福岡市中央区天神 2-12-1）
- 【定員】 先着 30 名 【申込方法】 電話、電子メール又はファックス
- 【申込締切】 令和 5 年 7 月 20 日（木）

《問合せ・連絡先》

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 担当：内田・川浪
TEL：092-711-4279 FAX：092-733-5589
E-mail：m-jutaku@city.fukuoka.lg.jp